

がん治療をされている方へ「ウィッグや胸部補整具」の購入費用を助成します

がんの治療をされている方が前向きな療養生活を送れるよう、治療にともなう外見の変化をカバーするために購入したウィッグや、胸部補整具の購入費用の一部を助成します。

対象者…がんと診断され、治療中または治療を受けたことがある方

助成内容…令和7年4月1日以降に購入した対象商品費用の1/2の額(100円未満切捨て)*上限30,000円

対象商品…医療用ウィッグ、かつら、毛髪付帽子、補正下着、乳房の補正パッド、人工乳房等

提出書類…(1)申請書、(2)がん治療を受けたことが分かる書類(診断書など)の写し、(3)領収書の写し
(4)申請者名義の通帳などの写し、(5)本人確認書類の写し

申請先…健康推進課、金木総合支所総合窓口係、市浦総合支所総合窓口係

*詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問い合わせ先…健康推進課 内線2378

風しんの感染から赤ちゃんを守りましょう

妊娠初期に風しんにかかると、胎児が「先天性風しん症候群」(眼・耳・心臓等の障害)を持って生まれる可能性があります。感染を防ぐため、対象者の方には抗体検査と予防接種費用を全額助成します。希望する方は事前に健康推進課へご連絡ください。

対象…次のいずれかに該当する市民(*過去に同じ助成を受けたことがある方は対象外です。)

- ▷妊娠を希望する方
- ▷妊娠を希望する方の同居者
- ▷風しんの抗体価が低い妊婦の同居者

*妊娠中または妊娠の可能性がある方は予防接種を受けることができません。

*接種後2カ月間は避妊をする必要があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問い合わせ先…健康推進課 内線2373

国民年金への加入手続きはお済みですか？

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、厚生年金加入者等を除き、国民年金の加入手続きが必要です。

▷会社等に勤めている方(第2号被保険者)

厚生年金等に加入している被保険者が、会社を退職した場合には、国民年金の加入の手続きが必要になります。

▷配偶者(厚生年金加入者等)の扶養となっている方(第3号被保険者)

第2号被保険者の扶養となっている方は、配偶者の退職または扶養に該当しなくなった場合には、国民年金の種別変更の手続きをする必要があります。

手続きがお済みでない方は、国保年金課国民年金係窓口またはお近くの年金事務所で手続きをお願いします。

また、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、免除申請制度がありますので、免除を希望する方は、離職票等を持参のうえ、手続きをお願いします。

問い合わせ先…国保年金課 内線2343

青の煌めきあおもり国スポ 開催まで6か月

